SAヘルパーステーションくをん 居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 HSM が開設する SA ヘルパーステーションくをん(以下「事業所」という。)が行う 居宅介護・重度訪問介護および同行援護の事業(以下「居宅介護等事業」という。)の適正な運営を 確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意志決定の支援に配慮し援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 名 称 SA ヘルパーステーションくをん
 - 二 所在地 東京都葛飾区新小岩 3-12-8 ヘルシーハイツ 101

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名 管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 サービス提供責任者 1名以上
 - サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。
 - 三 居宅介護員等 常勤換算 2.5名以上(サービス提供責任者を含む。) 居宅介護員等は、障害者(児)の指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護の提供に あたる。
 - 四 事務職員 0名必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
 - 四 サービスの提供は、月~金午前9時から午後6時までとし、時間外については応相談。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 二 居宅介護

身体介護:入浴、排せつ及び食事の介護、通院等介助 家事援助:調理、洗濯及び掃除等の家事、通院等介助

三 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

四 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施区域を越えて1kmにつき20円を徴収する。
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

重度訪問介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

同行援護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

第8条 通常の事業の実施地域は、葛飾区、江戸川区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたと きは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情への対応等)

- 第10条 事業所は、提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護に関し、法の定めるところにより、 区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質 問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族か らの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合 には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護に関し、法の定めるところにより、 知事が行う報告若しくは指定居宅介護、指定重度訪問介護および指定同行援護の提供の記録、帳簿 書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその 家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合 には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第11条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待 の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区 市町村へ報告する。
- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、 新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上) 開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第12条 本事業所は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、容態、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録す

るものとする。

(職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)対応)

- 第13条 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおり周知します。
 - 1、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針 を明確化し、従業者に周知・啓発を行います。
 - 2、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知します。また、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、必要な措置を講じるよう努めていきます。
 - 2. パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の 防止のため以下、内容に努めます。
 - 1、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備に努めます。
 - 2、被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)の整備に努めます。
 - 3、被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) の整備に努めます。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、業務継続計画の作成に努めます。
 - 2、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の 必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う研修の実施に努めます。
 - 3、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内 の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を実施するよう努めます。

(個人情報の保護)

- 第15条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が 策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し 適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則

的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族、代理 人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後2カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
 - 2 管理者及び居宅介護員等(以下「従業者」という。)は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 HSM と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から改訂する。

重度訪問介護 別紙料金表

重度訪問介護

利用料 (単位数) 10割 1割負担 重度訪問介護 185 ¥2,07 ¥20 1時間以上1時間30分未満 275 ¥3,08 ¥30 1時間30分以上2時間未満 367 ¥4,110 ¥41 2時間以上2時間30分未満 458 ¥5,129 ¥51 2時間30分以上3時間未満 550 ¥6,160 ¥61 3時間以上3時間30分未満 640 ¥7,168 ¥71 3時間30分以上4時間未満 732 ¥8,19 ¥82 4時間以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位) 8時間以上12時間未満 (1,497単位に30分を増すごとに+85単位) 12時間以上16時間未満 (2,172単位に30分を増すごとに+80単位) 16時間以上20時間未満 (2,818単位に30分を増すごとに+86単位) 20時間以上24時間未満 (3,500単位に30分を増すごとに+80単位)

上記単位数の15%増 上記単位数の8.5%増 上記単位数の20%増 上記単位数の10%増 上記単位数の10%増 上記単位数の10%増

夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 深夜(22:00~6:00)の場合 訪問介護員 2名派遣の場合

上記単位数の25%増し 上記単位数の50%増し 上記単位数 × 200/100

1級地 単価: 11.20

【その他加算】

(その他加昇)			利用料		
		(単位数)	10割	1割負担	
移動介護加算	1時間未満	+100	¥1,120	¥112	
	1時間以上1時間30分未満	+125	¥1,400	¥140	
	1時間30分以上2時間未満	+150	¥1,680	¥168	
	2時間以上2時間30分未満	+175	¥1,960	¥196	
	2時間30分以上3時間未満	+200	¥2,240	¥224	
	3時間以上	+250	¥2,800	¥280	
初回加算	1月につき	+200	¥2,240	¥224	
緊急時対応加算	1回につき (月2回を限度)	+100	¥1,120	¥112	
利用者負担上限額管理加算	月1回を限度	+150	¥1,680	¥168	
行動障害支援連携加算	30日の間、1回を限度	+584	¥6,540	¥654	
移動介護緊急時支援加算	1日につき	+240	¥2,688	¥269	
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算	+100	¥1,120	¥112	
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数				
	加算区分	処遇改善加算の単位数			利用料 (10割分)
介護職員処遇改善加算	加算(I)	介護報酬総単位数×19.2% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×5.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価
介護職員等ベースアップ等支援加算	区分なし				左の単位数× 1単位の単価

居宅介護 別紙料金表

居宅介護

利用料 (単位数) 10割 1割負担 身体介護 30分未満 255 ¥2,85 ¥28 30分以上1時間未満 402 ¥4,502 ¥45 1時間以上1時間30分未満 584 ¥6,540 ¥65 1時間30分以上2時間未満 ¥7,459 ¥746 2時間以上2時間30分未満 750 ¥8,400 ¥840 2時間30分以上3時間未満 833 ¥9,32 ¥93 3時間以上30分を増すごとに +83 ¥92 ¥9 家事援助 30分未満 105 ¥1,176 ¥11 152 ¥1,702 ¥17 30分以上45分未満 45分以上1時間未満 196 ¥2,19 ¥2: 1時間以上1時間15分未満 238 ¥2,66 ¥26 1時間15分以上1時間30分未満 274 ¥3,068 ¥30 1時間30分以上30分を増すごとに +35¥392 ¥4

上記単位数の20%増 上記単位数の10%増 注 特定事業所加算 (I) を算定する場合 注 特定事業所加算 (Ⅱ) を算定する場合 注 特定事業所加算 (Ⅲ) を算定する場合 上記単位数の10%増 注 特定事業所加算 (IV) を算定する場合 上記単位数の 5%増

注 同一建物 (20人以上) に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減 (利用者人数が50人以上の場合) 上記単位数の15%減

* 夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合 上記単位数の25%増し * 深夜 (22:00~6:00) の場合 上記単位数の50%増し * 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算】						
		(単位数) 10割	月料			
			10割	1割負担		
初回加算	1月につき	+200	¥2,240	¥224		
緊急時対応加算	1回につき (月2回を限度)	+100	¥1,120	¥112		
利用者負担上限額管理加算	月1回を限度	+150	¥1,680	¥168		
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数					
	加算区分	処遇改善加算の単位数		利用料 (10割分)		
介護職員処遇改善加算	加算(I)	介護報酬総単位数×27.4% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価	
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×5.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価	
介護職員等ベースアップ等支援加算	区分なし	介護報酬総単位数×4.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価	

1級地 単価: 11.20

同行援護 別紙料金表

1級地 単価: 11.20

同行援護

利用料 (単位数) 10割 1割負担 同行援護 30分未満 190 ¥2,12 ¥21 30分以上1時間未満 300 ¥3,36 1時間以上1時間30分未満 433 ¥4,849 ¥48 1時間30分以上2時間未満 ¥5,57 2時間以上2時間30分未満 563 ¥6,30 ¥63 2時間30分以上3時間未満 ¥7,03 ¥70 628 3時間以上10時間未満 (628単位に30分を増すごとに+65単位) 同行援護(障害支援区分3) 30分未満 228 ¥2,55 ¥25 ¥4,03 ¥40 30分以上1時間未満 360 1時間以上1時間30分未満 520 ¥5,82 ¥58 1時間30分以上2時間未満 598 ¥67 ¥6,69 2時間以上2時間30分未満 676 ¥7,57 ¥7. 754 ¥84 2時間30分以上3時間未満 ¥8,44 3時間以上10時間未満 (754単位に30分を増すごとに+78単位) 同行援護(障害支援区分4~6) 30分未満 266 ¥2,97 ¥29 30分以上1時間未満 420 ¥4,70 ¥47 1時間以上1時間30分未満 606 ¥6,78 ¥67 1時間30分以上2時間未満 697 ¥7,806 ¥78 788 2時間以上2時間30分未満 ¥8,82 ¥88 879 2時間30分以上3時間未満 ¥9,844 ¥98 3時間以上10時間未満(879単位に30分を増すごとに+91単位)

 注 特定事業所加算(I)を算定する場合
注 特定事業所加算(II)を算定する場合
注 特定事業所加算(III)を算定する場合 上記単位数の20%増 上記単位数の10%増 上記単位数の10%増

夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合

* 深夜 (22:00~6:00) の場合 * 訪問介護員 2名派遣の場合

上記単位数の25%増し

上記単位数の50%増し 上記単位数 × 200/100

「この出物質】

【その他加算】					_		
		(単位数)	利月	用料			
		(単位数)	10割	1割負担			
初回加算	1月につき	+200	¥2,240	¥224			
緊急時対応加算	1回につき (月2回を限度)	+100	¥1,120	¥112			
利用者負担上限額管理加算	月1回を限度	+150	¥1,680	¥168			
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり 100単位を加算	+100	¥1,120	¥112			
	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数						
	加算区分	処遇改善加算の単位数			利用料 (10割分)		
介護職員処遇改善加算	加算(I)	介護報酬総単位数×27.4% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価		
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×5.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価		
介護職員等ベースアップ等支援加算	区分なし	介護報酬総単位数×4.5% ※1単位未満の端数は四捨五入			左の単位数× 1単位の単価		